

独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見（平成30年度下半期）について

令和元年5月22日

公正取引委員会

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、各地域の有識者150名に独占禁止政策協力委員を委嘱し、当委員会の広報活動等に協力いただくとともに、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見を聴取している。

平成30年度下半期に独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見は、次のとおりである（地域ブロックごとのそのほかの意見は別紙参照）。

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ デジタル・プラットフォーマーは強い地位を持つ巨大企業が多いため、しっかり監視して、違反があれば摘発してほしい。【北海道・東北・関東甲信越・中部・近畿・中国・四国・九州・沖縄】
- ・ デジタル・プラットフォーマーを単純に規制してしまうことには問題もある。何より技術革新を阻害するような規制になってはいけない。【北海道・東北・四国】
- ・ プラットフォーマーのサービスを利用すると、利用者が気付かないうちに、購入履歴などの個人情報が収集され、利用されることもあるので、プラットフォーマーに対する監視を続けてほしい。【東北・関東甲信越・四国】
- ・ 今日の経済では、データの価値が著しく高まり、その蓄積・活用の上に立って、様々なビジネスが行われるようになってきている。これまでのように単に商品やサービスを巡る競争にとどまらず、その基盤となるデータを巡る競争が極めて重要な意味を持ってきている。公正取引委員会には、データエコノミー時代の実情に即応した競争政策を積極的に打ち出してもらいたい。【東北・中部】
- ・ 公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為があったとして農業協同組合に注意を行っており、販売方法を工夫する等、努力している農家を守るべく、きちんと目を光らせていると感じた。農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針に、農業協同組合による組合員に対する優越的地位の濫用行為を明記したことも評価したい。【北海道・中部】

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課 電話 03-3581-3574（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 携帯電話市場における実態調査は、携帯電話会社による2年縛りや4年縛りなどの行為を浮き彫りにし、各種メディアでも大きく報道されたことにより、国民の関心が大いに高まったと思われる。今後とも、携帯電話市場における競争をより活発にさせるよう促していただきたい。【北海道・東北・関東甲信越・中部・近畿・中国・四国】
- ・ 最近の公正取引委員会は、談合案件だけでなく、一般消費者が日常生活でおかしいと思っている分野や、一般消費者の生活に身近な分野に取り組んでいるように感じる。このような分野に公正取引委員会が取り組んでいることを評価したい。【東北・中部・近畿】
- ・ 学生のうちに独占禁止法等を学ぶことは重要であり、独占禁止法教室は意義ある取組である。学生の時に独占禁止法を学んでいれば、実際に社会人になってからの対応が変わってくるのではないか。【東北・関東甲信越・中部・近畿・四国・九州】
- ・ 消費税率が5パーセントから8パーセントに上がった際には、消費税転嫁拒否行為をしっかりと監視していたと思う。公正取引委員会のおかげで転嫁拒否行為をほとんど聞かなかった。【北海道・東北・中部・近畿】

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 農業協同組合同士が合併して規模が大きくなると、各農家への指導もおろそかになるし、農家にとって身近でなくなると感じる。大きな影響のある農業協同組合の合併に歯止めをかける必要もあるのではないか。【東北・中部】
- ・ 未来投資会議において、人口減少問題に直面する地方銀行や路線バス会社の経営維持のために経営統合の在り方などが議論されていた。競争を維持することと、事業者の経営を維持することは、どちらも重要な問題であると思う。公正取引委員会にはユーザーが不利益を被らないように対応をお願いしたい。【東北・近畿・四国】

4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 特に小規模な業者は、違反行為によって被害を受けているにもかかわらず、それが違反によるものだということにさえ気付いておらず、当たり前のことだと思っているかもしれない。「もしかしたら違反かな」程度でいいので、気付かせることが大事だと思う。【北海道・東北・近畿・四国】
- ・ 働き方改革によって、発注元が残業を減らしたり、従業員に休暇を義務付けることによって、下請事業者へのしわ寄せがくると思われることから、そのようなことがないように監視してもらいたい。【北海道・中部・近畿・四国】

- ・ 下請事業者は、公正取引委員会に対して、電話で相談・申告をすることをためらうとも考えられるため、記入式の下請事業者向け調査票は効果的であると思う。また、こうした調査が毎年行われているということ自体が親事業者にとってプレッシャーとなり、違反の抑止力となっているため、是非続けてほしい。【関東甲信越・中国・四国・九州】

5 消費税転嫁対策について

- ・ 本年10月から消費税が10パーセントに上がる予定である。公正取引委員会には、消費税の転嫁拒否行為の調査に一層力を入れてほしい。【北海道・東北・中国・四国・九州】

第1 北海道ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 既存の大手電力会社の電気料金は高いと感じている。電力分野で活発な競争が行われるよう、今後とも監視を続けてほしい。

2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 公正取引委員会の取組について広く知ってもらえるよう、消費者団体に講師を派遣して説明機会をもっと増やしたら良い。口コミによる広がりによって講師派遣を依頼する消費者団体が増え、ひいては消費者に公正取引委員会の取組を広く知ってもらえるようになる。
- ・ 下請法の積極的な執行によって、大手企業と下請企業との取引環境が改善されたと思う。働き方改革に関連して、大手企業が下請企業に無理な納期を設定するのではないかと懸念があったが、下請企業側からはそのような話は聞こえてこない。

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 公共工事の減少により建設業者が減少してきているが、談合体質は相変わらず残ったままのように思う。談合は必要悪という認識を持っている者も少なくない。談合を無くすためには、発注する側も発注方法に工夫が必要である。

4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 地震により物流や生産ラインが止まってしまった当初は、親事業者から納期が遅れた分を取り返すよう無理な発注が下請企業側になされるのではないかと懸念があったが、物流等が回復した後にはそのような声を聞くこともなかった。親事業者たる立場の大手企業側の下請法の規制内容への理解が進んでいる現れではないか。

5 消費税転嫁対策について

- ・ 人件費等の上昇分ですら価格転嫁できていない中小企業も多く、消費税率引上げ分を適正に転嫁できるか懸念がある。消費税率引上げのタイミングで人件費等の上昇分も併せて転嫁できるのではという期待感はあるものの、実際にどうなるかは蓋を開けてみないと分からない。
- ・ 従来から税込価格で交渉しているので、増税分を引き上げてもらうよう交渉することが難しいといった話を耳にしている。納品書や請求書の上では本体価格と消費税分を分けていても、実際の交渉ではそうではないこともあるのではないか。

第2 東北ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 地方銀行の経営は厳しく、このまま店舗数が減少すると住民の生活にも影響があると考えます。公正取引委員会には、地方銀行の合併による市場の寡占化の弊害だけでなく、地方銀行の経営状況や住民の生活への影響にも配慮してほしい。
- ・ 下請法が全く分からないという事業者もいるため、「この取引に下請法が適用されるかどうか。」といった基本的なことを説明する講習会は必要である。

2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 公正取引委員会の取組を多くの人に知ってもらうためには、関心がない人にどうやって知ってもらうか、そのきっかけを考えることが重要だと考えている。例えば、一日公正取引委員会を実施する場合に、事前にマスコミやSNSで発信すれば、関心がなかった人もウェブサイトを見てみようと思うかもしれない。
- ・ 講習会や書面調査等の普及啓発活動によって、企業が下請法に関心を持ち、実際に取引を行う前に弁護士等に相談することで、大きなトラブルになることを未然に防ぐことができる。

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 条例による規制のため、大規模小売店舗がその地域に出店するに当たって、自治体への届出の際に膨大な資料を用意させられたり、困難な関係者を説得することを強いられる等、出店へのハードルが高くなっている。このような条例は、競争を阻害している。
- ・ 地方銀行が統合すれば、現在取引している銀行とは信用関係が成り立っていたとしても、統合後の銀行と同じように信用関係が成り立つとは限らない。そのため、経営方針を変更する必要が生じるかもしれない。
- ・ 仙台市には二次下請、三次下請のIT企業が多く、それらの企業の下請法への関心は強い。下請法の改正点や注意点を紹介するセミナーには40～50名の事業者が集まった。独占禁止法や下請法上の問題が具体的に発生しているという話は聞いていない。お互いが納得した上で取引がなされているようだ。

4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ ある程度の規模の会社はコンプライアンスの意識も高いが、助言を得ようにも公正取引委員会は敷居が高いと思っている事業者もいる。例えば、そうした親事業者を対象にした、対処方法をアドバイスしますというスタンスの相談会等のニーズもあるのではないかと。
- ・ 業績が悪くなると、優越的地位の濫用行為や、下請法上問題となる減額によ

うな行為が行われやすくなると聞いたことがある。報復措置が禁止されているといっても、取引を減らされることなどへの不安はどうしてもある。相談体制を拡充する、報復措置が禁止されていることをより一層広報するなど、もう少し、相談しやすくすることが望ましい。

5 消費税転嫁対策について

- ・ 規制対象範囲が下請法よりも広いので非常に使い勝手の良い法律であると認識している。建設工事等には下請法を適用できないが消費税転嫁対策特別措置法を適用できるので、困っている事業者の助けとなるだろう。

6 その他

- ・ 公正取引委員会は、各国との協力体制を整備する必要がある。中国などの東アジアや巨大IT企業にどう対応していくか、各国の競争当局同士で協力していくべきである。
- ・ インターネット上でいろいろな商品を比較紹介しているサイトがある。当該サイトでは、消費者にとって安い価格を提示して比較しているだけとも思えるが、事業者が他の事業者よりも安い価格を設定して抜け駆けするのを防止する効果が生じるのではないか。

第3 関東甲信越ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ ブロックチェーンなどの新しい技術の進歩に対応した立証方法の検討を早期に行う必要がある。科学技術の進歩に対応するためには、これまでとは違った観点から間接事実を積み上げて立証しなければならなくなるだろう。
- ・ 既存物件のメンテナンスは、新規のインフラ整備と異なる地味な分野であり、個々の案件は金額的には小さい。しかし、国と地方が今後も厳しい財政事情であることを考えれば、談合が幅を利かせるようなことはあってはならない。公正取引委員会が全国隅々まで目を光らせて、効果的に取り締まるべきである。

2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 課徴金減免制度が導入されてから毎年100件程度の申請実績があるとのことだが、課徴金減免制度の目的は、公正取引委員会に情報提供してくださいということではなく、そのような制度によって競争制限的な行為を防止することにある。課徴金減免制度によって競争制限的な行為が防止されているかどうかを説明すべきではないか。
- ・ 不当廉売の事件では、廉売行為を行っていた期間が具体的に書かれていた。このように具体的な記載があると事案を理解しやすい。
- ・ 地方の事件を東京で報道発表しても扱いは大きくないかもしれないが、地方で報道発表をすれば、その地方にとっては大きな事件なので、大きく報道される可能性がある。
- ・ 公正取引委員会が報道発表を行っている事例の中でも、一般の人に特に知ってもらいたい事例が存在すると思う。そういった事例は、通常とは異なる特設ページを設けて広報すると効果的である。
- ・ 談合は必要悪という見方をする者には、談合が行われればそれが結局は料金に跳ね返るということを説明すれば、談合はよくないことだということを理解してくれると思う。公正取引委員会の活動は一般市民から理解されにくいので丁寧に説明する必要がある。

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 飲食店は、今後、HACCPという食品衛生管理の規制を受けることになる。これは、中小零細の飲食店に過度の負担を強いることになり、店を閉めるケースも増えるのではないか。

4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 親事業者は、新たに契約を結ぶ際に気を付けていたとしても、従来から続く契約の内容までは見直していないため、下請法違反を指摘されることがある。

- ・ 大手企業による買い叩きはまだ随分とある。管理職などは研修を受けていても購買担当者は研修を受けていないと思うので、購買担当者向けの研修を実施してもらいたい。

5 消費税転嫁対策について

- ・ 地方自治体との契約では4月に単価を決めるものがある。年度の途中で消費税率が引き上げられても、契約済みということで単価を変えてもらえないのではないかと心配している。企業側も役所から言われると断れない。

6 その他

- ・ ビジネスにとって重要なのは、顧客が何を望んでいるのか、何に困っているのかということが分かる、顧客との直接的な信頼関係を通じて獲得するデータである。そのようなデータを集めることができている企業はG A F Aを特に問題視していないようである。

第4 中部ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 新しいビジネスモデルがどんどん生まれてくるため、法的な規制が追いつくのが大変だと思うが、しっかり対応していただきたい。
- ・ 海外で独占禁止法違反で捕まっている人がいる。公正取引委員会は、海外に出る人たちに各国の競争当局の情報を周知してもいいのではないか。
- ・ スタートアップ企業が新しいものを作ろうとするときは、既存の会社の下請にならないとしても、既存の会社に協力を求めることになる。公正取引委員会は、スタートアップ企業が不当な不利益を被ることがないように、取引をきちんと監視していることをスタートアップ企業に伝えることが大事ではないか。

2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 地方銀行の統合の問題に対する世間の関心は非常に高かった。いろいろな意見があったものの、マスコミに取り上げられることによって世間が目を向けるようになる。マスコミ等に露出することは非常に大切なことだと思う。
- ・ 地方銀行の統合の問題やプラットフォーム型ビジネスのルール整備などが報道され、国民の競争政策に対する関心は高まっていると思う。少し前までは、公正取引委員会は談合を取り締まっている官庁というイメージであったが、公正取引委員会は経済全体の競争政策を監視している官庁であるということが認知されるようになったのではないか。

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 自治体は、新規参入を阻害するような条件で公共調達を行わないようにすべきである。例えば、地域要件のために新電力が参入できないということがあった。建設だけでなく、委託調査案件でも市町村の指名競争入札は県内企業に限られているケースが多く、それが当然という意識が強い。

4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ ベンチャー企業、スタートアップ企業の中には、技術を持っており、立場が強い企業もいる。中でも、AIに関する技術を有する企業は、誰もが取引をしたいと考える相手であり、そのような企業には、お願いして取引をしてもらっているような状況である。技術を持っているベンチャー企業やスタートアップ企業は、取引先からいじめられることはない。
- ・ 下請法のパンフレットに、勘違いやうっかりミスで発生するような違反事例の内容を記載していただくと有り難い。
- ・ かつては取引先から無償の労務提供を求められることがあったが、現在は従業員を派遣した場合にはきちんと対価が支払われている。取引先に対し行き過

ぎの行為があると課徴金が課され、会社の信用を無くし、イメージダウンに繋がりがり、特に上場企業であれば株価にも影響するので、そのようなことは避けなくてはならないと、公正取引委員会がドラッグストアに立入検査を行ったという報道を通して再認識した。

5 その他

- ・ 富山市において「公正取引委員会よろず相談室」を開催することは良いことだと思う。最近の商取引は複雑化しており、取引関係において聞きたいことが生じた場合、これまでは、税理士や弁護士に相談していたが、公正取引委員会が定期的に相談会を開催してくれると相談しやすい。このような相談会があることをより多くの国民に周知すれば定着していくであろう。

第5 近畿ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 電子マネーの業界を競争政策の観点から調べてみてもよいのではないか。対消費者での不当な顧客誘引の問題，事業者と加盟店の問題などがあるように感じる。
- ・ 電力，ガス，情報通信などの業種で，もっと競争を促進していただきたい。一般家庭における情報通信費や光熱費のウエイトが増加しているように感じるし，特に電力は，中小企業の経営にも影響を及ぼす。
- ・ 相談窓口では，被害者側からの相談だけでなく，自社の行為が独占禁止法等に違反しないか確認したい事業者からの相談も受け付けていることを積極的にPRしてはどうか。違反の認識がなく違反行為を行っている事業者もあり，特に小規模事業者は，独占禁止法を理解していないのではないと思われる。今後も一層の普及啓発に努めてもらいたい。
- ・ 公正取引委員会は参入・撤退を前提として競争政策を考えているが，地域住民のことを考えた場合，撤退が難しい業種も存在する。そのようなことも考慮した競争政策を打ち出していただきたい。

2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 広報活動の結果，法令遵守等の意識が高まるなどの効果は出ていると思う。しかし，下請法に関していえば，下請法の適用が除外される資本金1千万円以下の企業の中には，下請法上の親事業者には該当しないことを理由に，下請法は関係ないと発言する者もいる。

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 以前であれば，複数の元売が競合していたので交渉が容易であったが，石油元売が集約されたため，価格交渉が難しくなっている。
- ・ 起業したばかりの企業の業績は不安定で，毎年契約どおりに返済できるかどうかの見通しも立たない。そのため，事業を興そうと考える人が望んでいるのは，融資ではなくて，出資である。銀行の株式保有制限をやめれば，銀行も事業者と共に新規事業を進めていくことができるようになるのではないか。

4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 公正取引委員会が積極的に取り組んでいるおかげで，企業上層部の意識が変わってきているように感じる。しかし，企業の営業・購買部門等の現場の従業員は，依然として高圧的な態度を取ることがある。現場の従業員を対象とした講習会を実施したり，講習会の最後に社内に周知・徹底するよう呼び掛けたりしてはどうか。

- ・ 大企業との取引では、大企業に下請法の理解があるので下請法違反行為はあまり見られないが、中小企業間の取引では下請法上問題になるような行為が時々見られるように思う。

5 消費税転嫁対策について

- ・ 消費税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられた際の公正取引委員会の広報活動は大変効果があったように思う。10パーセントへの引上げの際にも、積極的に広報活動を行ってほしい。
- ・ 大手企業は消費税転嫁の勉強をしているが、中小企業はあまり分かっていないと思われる。中小企業向けの周知が必要であると思う。

第6 中国ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 引き続き、商工会議所の会合等において、どのような行為が独占禁止法上あるいは下請法上問題となるのか、具体的な事例を交えて説明してもらえると、中小事業者の認識が高まると思う。
- ・ 賢い消費者となるために独占禁止法や下請法を知ることは大変重要であるが、内容が難しいということもあり、知ろうとする消費者は少ないのが現状である。消費者の視点から説明するなど、一層の広報活動に努めていただきたい。
- ・ ドイツでは、部品メーカーが、技術力を活かして大手自動車メーカーと対等な取引をしているようだ。日本では、部品メーカーは優れた技術を持っていたとしても、大手自動車メーカーの系列に組み込まれており、下請という弱い立場でしか取引ができていない。企業規模の大小にかかわらず、対等な立場で取引ができる環境となるようにしてほしい。

2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 独占禁止法違反を未然に防止するため、個別事件への対処と並行して、実態調査をもっと有効に使っていくとよいと思う。

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 大手量販店の進出、インターネット取引の増大により、中小の小売店は廃業するところが多い。競争の結果といってしまうとそれまでであるが、インターネット取引を容易に行うことができない高齢者にしてみれば、生活に必要な日用品の購入にも不便を来しているという現状がある。地域を存続させるという点では大きな課題になっている。
- ・ 地方銀行の支店が撤退したいと申し出たところ、町から強い引き止めにあった。これらは人口減少を背景にするものであり、過疎地域においては、競争原理に任せておけばうまくいくという環境にあるとはいえないのではないか。
- ・ 新幹線などのインフラの整備が遅れている地域は、競争に有利な環境とはいえない。そのような地域で競争を推進しても公平・公正な競争とはいえないのではないか。

4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 地方の病院は、医師や看護師の確保に苦慮しており、転職仲介サイトを利用している。この場合、病院は仲介サイトの運営者との関係において劣位であり、かなり高い手数料を請求されているようだ。転職サイトの取引には不透明な部分が多いため、実態調査等を行ってもよいのではないか。

第7 四国ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 現行の企業結合審査の届出基準では、将来自らの競争相手となりそうな新規事業者を早い段階で買収すれば、公正取引委員会の審査を受けることなく、自らの地位を維持することが可能となっている。そのような買収にも対応できるようにする必要があるのではないか。
- ・ 電力料金は下落傾向にはあるものの依然として高く、水道料金も高止まりしている。今後、高価格維持の行為を独占禁止法で規制することを検討すべきではないか。
- ・ 実態調査報告書等で集めたデータを、内部の調査のみに使用するのではなく、外部に公開すれば、経済学者など分析の専門家が研究できるようになる。外部の専門家によるデータ分析を競争政策に反映させることを検討してみてはどうか。
- ・ 課徴金減免制度は大手事業者の中では浸透してきていると思うが、地方の中小企業までには十分浸透しておらず、制度自体を知らない事業者も多いと思う。地方の中小企業への周知をしっかりと行っていただきたい。

2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 人材の分野に独占禁止法が適用されることを公表し、芸能界における移籍問題などがクローズアップされたことは、大きな意義があったと思う。
- ・ フリーランサーや個人事業主は、独占禁止法を学ぶ機会がないまま事業活動を行い、大手の取引先からの不当な要請を受け入れている状況が多々あると思う。このようなフリーランサーや個人事業主にも独占禁止法を知る機会を作ってもらいたい。

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 複数の自治体の工事の期間が重なるような場合、同じ地域に所在する建設業者が談合によって工事の受注を分け合ったり、JV工事において談合組織に所属しないような特定の下請事業者を排除するような動きがないか監視をしていただきたい。

4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 約10年前と比べると、大手小売業者から、無償で従業員派遣要請が行われることはほぼ無くなった。最近では、当社が大手小売業者に商品の陳列作業で応援に行く場合にも日当を支払ってくれるようになっている。協賛金の提供要請等の各種要請もほとんど無くなっている。

第8 九州ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ これまで、違反行為を認定せずに審査を終了した旨を公表した事案があったが、行為の内容やその違法性等が十分に公表されていない。確約手続により審査を終了する事案では、行為の内容やその違法性等についてできるだけ詳細に公表していただきたい。
- ・ 小売業者がオンラインモールの利用料、決済方法等について不満を持ち、自由な販売ができていないのであれば、それは最終的には消費者の不利益につながっていると思われる。消費者向けeコマースは、高齢者を含め幅広い層に浸透してきている。消費者に不利益が生じないように、十分に監視していただきたい。
- ・ スポーツ界の移籍制限ルールは、これまでスポーツ界では当たり前のように行われていたのかもしれないが、その中には独占禁止法違反につながる行為もあるのではないかと。スポーツ界だけでなく、芸能界等の様々な分野においても同様の行為が行われている可能性がある。公正取引委員会には適切に対応してほしい。

2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 当弁護士会では、毎年、公正取引委員会から職員を派遣してもらい、予防法務の観点から弁護士向けに独占禁止法等に関する講演を行っていただいている。当弁護士会は中小事業者向けの講演会も行っているため、そこにも講師として職員を派遣していただくと大変ありがたい。
- ・ 確約手続では、事業者が、自主的にどのような解決策を図るか検討し、確約計画を作成して公正取引委員会に申請するため、その過程で事業者に様々な知識が蓄えられる。このように、確約手続は今後どのように事業を行っていくべきかを事業者自身で考える良い機会になると思う。

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 地方銀行の統合の件においては、これまで公正取引委員会の活動にあまり興味がなかった一般の者も、公正取引委員会の判断を注視していた。統合しても需要者に十分な選択肢が確保できるかどうかという観点から判断を行っていた点も一般の者に伝わっていたと思う。
- ・ 地方銀行の統合によって、消費者や当該銀行の取引先事業者の不利益が生じないように、引き続き監視をお願いしたい。
- ・ ベンチャー特区では、ベンチャー企業のスタートアップ支援が行われているが、ベンチャー企業は、取引先から買ったたきや減額等の下請法違反行為を受けても、当該行為が下請法上問題と知らず、泣き寝入りしてしまうことも考え

られる。ベンチャー企業への下請法等の普及啓発活動を積極的に行ってほしい。

4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 下請法の勧告・指導件数が年々増加している。これは、公正取引委員会が摘発に力を入れている効果の現れと考えられる一方で、下請法の抑止効果が十分に働いていないとも考えられる。下請取引にも課徴金制度のような制裁措置が有効に機能すると思うので、下請法に課徴金制度の導入等を検討してはどうか。
- ・ 多くの中小企業は、公正取引委員会が中小企業のために何を行ってくれるのか理解しておらず、中小企業に対する広報活動が不十分と思われる。中小企業が、秘密は厳守され、気軽に相談ができるとの認識を持つよう、環境整備や広報に力を入れていただきたい。
- ・ 下請法の効果的な普及・啓発のために、下請法の講習会に参加しなければ損をするような制度を検討してはどうか。例えば、総合評価落札方式の入札において、下請法の講習会に参加している事業者には評価点が上乘せされるような制度が考えられる。
- ・ 下請法の講習会に参加した際、出席者は事業者の役員が多いように感じた。本来講習会に参加すべき現場の従業員にも積極的に参加してもらうため、平日の昼間だけでなく、平日の夜間や休日にも開催するなど開催日時を工夫してはどうか。

第9 沖縄ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 排除措置命令等を受ければ、企業の評判が下がり、取引に影響が出たり株価に影響が出たりすることが考えられるが、実際には、取引先から取引を停止されたとの話も聞かないので、大企業にとってはさほど大きな影響があったとは感じられない。また、農業協同組合に対して、依然として排除措置命令等の措置が採られていることから、再度違反行為を行う事業者も少なくないのではないかと。公正取引委員会は、違反事業者が排除措置命令等を受けた後の動向を注視する必要があると考える。

2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ かつて大規模な談合の摘発があった。その摘発以前は談合の必要性を説く人が多くいたが、その摘発後、そのような話を堂々とする人はいなくなったように思う。
- ・ 申告による情報提供に対して、公正取引委員会が措置を採るなどしてくれれば、申告が事件摘発につながるとして情報提供してくれる人が増えるのではないかと。情報提供をすれば、調査をしてくれるという信頼関係があってこそその申告制度だと思う。
- ・ 近畿地区における百貨店事業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令は、対象が大手百貨店であり、かつ、マスコミにも多く報道されたことから、社会に与えるインパクトは大きかったと思う。

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ ホテル事業者は、インターネット専用旅行業者に手数料を支払って予約システムを利用している。キャッシュレスの流れの中で予約システムと決済システムが結合するなどしてシステムへの依存が高まれば、システム管理者の力が大きくなり、ホテル事業者が支払う手数料の値上げにつながるのではとの懸念がある。

4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 取引を継続していくと、取引先、特に下請事業者との関係においては、一蓮托生というような感覚に陥りがちであり、優越的地位の濫用についての認識が希薄になりやすいので、注意が必要である。

5 消費税転嫁対策について

- ・ 消費税転嫁対策の取組において、ヒアリング調査や移動相談会を実施しており、このような活動をもっと広く広報するとよいのではないかと。